

## ○福島県農業振興審議会規則

昭和五十一年一月九日

福島県規則第三号

福島県農業振興審議会規則をここに公布する。

### 福島県農業振興審議会規則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和二十九年福島県条例第三十五号)第三条の規定に基づき、福島県農業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

第二条 審議会は、二十三人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 市町村長 四人以内
- 二 県内の農業関係団体の役職員 八人以内
- 三 学識経験を有する者 十一人以内

(平一四規則二〇・一部改正)

#### (会長及び副会長)

第三条 審議会に会長又は副会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任されることができる。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに委嘱された委員による審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもつてこれに充てる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、農林水産部農林水産総室農林企画課で処理する。

(平六規則五六・平一五規則五四・平二〇規則六四・一部改正)

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議は、第五条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。
- 3 福島県農業協同組合対策審議会規則(昭和三十二年福島県規則第五十五号)及び福島県農業構造改善事業促進対策審議会規則(昭和三十七年福島県規則第八十五号)は、廃止する。

附 則(平成六年規則第五六号)

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の公益質屋法施行細則等の規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分は、改正後の公益質屋法施行細則等の相当規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分とみなす。

附 則(平成一四年規則第二〇号)

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に委員の任期満了に伴い新たに組織される審議会について適用し、施行日前に組織された審議会については、なお従前の例による。

附 則(平成一五年規則第五四号)抄

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第六四号)抄

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。